

## IoT 共通プラットフォーム実証環境の利用に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、高松市が所有する IoT 共通プラットフォームの実証環境（以下「実証環境」という。）を適正に利用するための基本事項を定めるものとする。

### (利用権限)

第2条 実証環境を利用できる者（以下「利用者」という。）は、以下の者とする。

- (1) スマートシティたかまつ推進協議会（以下「協議会」という。）会員
- (2) 協議会のワーキンググループ参加者
- (3) その他、協議会の設置目的に資する活動を行う者で、特に市長が認める者

### (実証環境の利用)

第3条 利用者が実証環境を利用する際には、利用目的、利用人数、利用期間等を記載した利用申請書（様式1）を提出し、市長がこれを承認することで利用登録が完了するものとする。

2 実証環境の利用は、原則、前項の利用申請書を提出した年度の末日までとし、利用終了後、データ等は削除されるものとする。

3 次年度も継続して利用する場合は、利用者は、再度、利用申請書を市長に提出するものとする。ただし、本環境全体の利用状況によっては、継続利用を不可とする。

4 提出した利用申請書の内容に変更が生じる場合や予定よりも早く利用を終了する場合は、利用者は、変更又は終了日の1か月前までに、利用申請書を市長に提出するものとする。

### (禁止事項)

第4条 実証環境の利用に関し、以下の利用は禁止する。

- (1) 法令、条例又は公序良俗に反する利用
- (2) 高松市及び市民の安全に脅威を与える利用

### (成果報告)

第5条 利用者は実証環境の利用を終了する際、実施した内容、成果について報告書を提出するものとする。

2 利用者は、実証環境を利用したことによって得られた成果を高松市が構築したオープンデータサイトで公開可能とする。

### (ユーザID及びパスワードの管理)

第6条 利用者は自己の責任において、実証環境のユーザ ID 及びパスワードの管理を行うものとする。

2 利用者は、ユーザ ID 及びパスワードを第三者に譲渡及び貸与はできないものとする。

### (オープン API の利用)

第7条 オープン API の利用に関しては、別に定める「高松市オープンデータ API 利用規約」を遵守するものとする。

(利用料金)

第8条 実証環境の利用料金は無料とする。ただし、必要が生じた場合、利用料金を定めることができる。

(保障)

第9条 市長は利用者が実証環境に登録したデータの永続性を保証しないものとする。利用者は自己の責任において、バックアップ等の対策を講じるものとし、データの消滅等、永続性に起因する問題・損害が発生した場合、利用者は自己の責任において、解決を図るものとする。

(実証環境の停止)

第10条 市長は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、利用者に事前に通知することなく実証環境の提供を停止又は中断することができるものとする。

(1) 実証環境の保守点検又は更新を行う場合

(2) 地震、落雷、火災、停電又は天災などの不可抗力により、実証環境の提供が困難となった場合

(3) 第4条の規定に違反する利用が判明した場合

(4) その他、市長が実証環境の提供が困難と判断した場合

2 市長は実証環境の提供の停止により、利用者に生じた損害その他の不利益について一切の責任を負わないものとする。

(免責事項)

第11条 市長は利用者が実証環境を利用したことに関して利用者に生じた損害その他の不利益について一切の責任を負わないものとする。

(別途協議)

第12条 この要領に定めるもののほか、実証環境の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年5月28日から施行する。